

報道関係各社 御中

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
東京都高齢者福祉施設協議会
（住所）東京都新宿区神楽河岸1-1
（電話）03-3268-7172
（ファックス）03-3268-0635
（メール）kourei@tcsw.tvac.or.jp

都内半数の特別養護老人ホームで介護人材不足 報酬減額により8割以上の施設が人材不足への影響を懸念

《「特別養護老人ホームにおける介護職員充足状況に関する緊急調査」を実施》

東京都社会福祉協議会東京都高齢者福祉施設協議会では、深刻な介護職員不足の中、東京都内の特別養護老人ホームにおける介護職員の充足状況を把握する目的により「特別養護老人ホームにおける介護職員充足状況に関する緊急調査」を実施いたしました。

この度、その結果がまとまりましたのでお知らせいたしますとともに、都市部の特別養護老人ホームの状況についてご理解いただくようお願いいたします。

1 ポイント

【調査結果の要旨】 ※12月1日現在の施設の状況についての回答結果。

- 約半数の特別養護老人ホームで職員不足が生じている。
- 介護報酬の減算対象となる指定基準を満たしていない施設が9施設あった。
- 不足人数は、「1～3人」がもっとも多い。9施設が7～9人不足している。
- 不足への対策として、
 - ・「施設内行事の中止、制限等」が28施設あった。
 - ・「特養入所の抑制」が9施設、「ユニットの閉鎖」が3施設あった。
 - ・ショートステイについて「閉鎖」が2施設、「受け入れ抑制」が7施設あった。
- 6カ月以上不足が続く施設がもっとも多く82施設あった。
- 約6割の施設で、来年度の新規採用が確保できていない。
- 職員充足には「給与処遇改善」「介護報酬地域加算の割合の引き上げ」が必要。
- 8割以上の施設が、介護報酬の減額は介護人材不足にたいへん悪い影響を与えると考えている。

【コメント】

都内の特別養護老人ホームでは、介護職員の確保に向けて職員の処遇改善に取り組んでいるものの、依然として深刻な人材不足が続いています。その結果、ショートステイの閉鎖・受け入れ抑制、特養入所の抑制など在宅介護の負担の増加に直結するサービス低下が生じかねません。介護報酬は、2003年にマイナス2.3%、2006年にマイナス0.5%削減された影響により、その後社会問題となった「介護の人材が逃げていく」という現象がすでに始まっています。その上、来年度に3%以上の報酬削減が実施された場合、その影響は図りしれません。いわゆるリーマンショック後の雇用状況とは異なり、現在は他の分野においても深刻な人手不足の状況だからです。その上、要介護人口も増加しています。このままでは、都内は介護崩壊です。その結果、老人漂流社会が到来します。都内は介護・退院難民であふれ、在宅介護の悲劇が続くことが危惧されます。こうした事態を回避するため、介護報酬が減額されることに強く反対します。

【介護報酬の地域格差—都内における運営が厳しい大きな原因】

都内における運営が厳しい大きな原因が、介護報酬の地域格差です。介護報酬は全国一律ですが、人件費の地域差を反映させるための地域区分が設定され、上乗せ加算がされています。例えば特別区では18%の上乗せ割合が設定されています。

しかしながら、この割増分は人件費だけに対するものであり、特別養護老人ホームの場合、国によって人件費割合が一律に45%と設定されています。そのため、特別区では、 $18\% \times 45\% = 8.1\%$ が実質的な割増分にすぎません。

本会調査ⁱによれば、都内の人件費割合は平均64.8%であり、実態と大きくかい離しています。早期の是正が望まれます。加えて、物価や地代など地域の実態に応じた上乗せが必要だと考えます。

2 調査結果（概要）

(1) 約半数の特別養護老人ホームで「職員不足」。

回答のあった特別養護老人ホームのうち47.5%の施設では、計画上定める配置基準もしくは特別養護老人ホームの指定基準ⁱⁱを満たしていない現状という回答がありました。

(2) 不足人数は、「1～3人」がもっとも多い。

不足人数について、「1～3人」がもっとも多く（60.0%）、ついで「4～6人」（30.3%）「7～9人」（6.2%）の結果になりました。

(3) 不足への対策は「派遣職員」「求職者面接会」「施設内行事の中止等」。

職員不足への対応は、回答が多い順に「派遣職員の雇用」（68.3%）、「求職者面接会の開催、参加」（55.9%）、「施設内行事の中止、制限等」（19.3%）が上位だった。特筆すべきは、ショートステイの閉鎖が2施設、入居抑制が7施設ありました。

(4) 職員不足の期間が「6カ月以上」と言う施設がもっとも多い。

職員不足が続く期間として、「6カ月以上」（44.8%）と回答する施設がもっとも多い結果でした。このうち、「6カ月以上12カ月未満」の施設は30.8%（20施設）、「12カ月以上24カ月未満」の施設は24.6%（16施設）、「24カ月以上」と言う施設も9.3%（6施設）ありました。

(5) 約6割の施設で、来年度の新規採用が確保できていない。

59.7%の施設で、来年度必要な介護職員の新規採用が確保できていない状況です。一方、採用できた施設は23.6%にとどまっています。

(6) 職員充足には「給与処遇改善」「介護報酬地域加算の割合の引き上げ」が必要。

介護職員を充足させるために必要な施策として、回答が多い順に「給与などの処遇改善」（84.3%）、「介護報酬地域加算の上乗せ割合の引き上げ」（76.1%）、「キャリアアップ制度構築」（45.6%）という結果でした。

(7) 8割以上の施設が、介護報酬の減額は介護人材不足に悪影響と考えている。

次期介護報酬の減額改定が報じられる中、それが実施された場合には83.6%の施設が介護人材不足の現状に「たいへん悪い影響を与える」と回答しています。

3 調査方法について

(1) 調査対象：本会特養分科会に加入する特別養護老人ホーム（445か所）。

(2) 回収率：68.5%（305件）。

(3) 調査期間：平成26年12月12日～22日

(4) 調査方法：ファックスによる調査票配布並びに回収による。

4 東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会について

社会福祉法人東京都社会福祉協議会の業種別部会の一つとして、東京都内の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス含む）、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、地域包括支援センター約1,200施設・事業所を会員とする組織です。利用者主体の高齢者福祉を目指し、研修や調査研究、提言活動（ソーシャルアクション）に取り組んでいます。

ⁱ 第14回特別養護老人ホーム経営実態調査および介護職員賃金実態調査（平成26年5月・本会実施）。

ⁱⁱ たとえば、入所者に対する看護職員又は介護職員の割合として、常勤換算で3：1以上の比率で職員配置することが定められている。